

平成17年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成17年6月27日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第63号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）
議案第64号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第66号 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
議案第67号 那須塩原市総合計画審議会条例の制定について
議案第70号 契約の締結について
議案第72号 訴えの提起について
議案第73号 市道路線の認定について
議案第74号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第75号 那須地区広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
請願・陳情等について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 発議第19号 那須塩原市農業委員会委員の推薦について
（採決）
- 日程第 3 発議第20号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 発議第21号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議員の派遣について
（採決）
- 追加（第1号）
- 日程第 1 発議第22号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対しBSEの万全な対策を求める意見書の提出について
（提案説明、質疑、討論、採決）

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	収入役 職務代理者	久保井章君
教育長	渡辺民彦君	企画部長	松下昇君
総合政策室長	山田勉君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整 班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整 班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整 班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

織 田 哲 徳 君
田 口 勇 君

農業委員会
事務局 局長

八 木 源 一 君
塩原支所長 櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 渡 部 義 美

議事課 課長 石 井 博

議事調査係 係長 斉 藤 兼 次

議事調査係 渡 邊 静 雄

議事調査係 福田 博 昭

議事調査係 高 塩 浩 幸

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に

配付のとおりであります。



◎議案第63号～議案第67号、

議案第70号、議案第72号～

議案第75号及び請願・陳情の

各常任委員長報告、質疑、討論、

採決

○議長（高久武男君） 日程第1、議案第63号から議案第67号まで及び議案第70号、並びに議案第72号から議案第75号までの10件及び請願・陳情については関係常任委員会に付託してあります。

常任委員長は一括して審議の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。24番、植木弘行君。

〔総務教育常任委員長 植木弘行君登壇〕

○総務教育常任委員長（植木弘行君） それでは、総務教育常任委員会のご報告を申し上げます。

平成17年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託されました案件は、予算案1件、条例案2件、その他案件2件、請願1件、陳情2件の計8件であります。

これを審査するため、6月20日午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

以下、その審査の経過と結果であります。

なお、当委員会の報告では、執行部の提案説明の部分は省略いたしましたので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、議案第63号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）についてを申し上げます。

まず、企画部企画情報課については、全員異議なく承認いたしました。

次に、総務政策室において申し上げます。

行政評価システム導入業務委託料で、委員より、行政評価をするときは事務事業の評価をするようになるが、どのような手法で行うのかという考えかという質問があり、執行部より、評価システムそのものがボリュームがあり、職員にとってもかなりハードルが高い業務である。内容いかんによっては、途中で空中分解するという可能性もないわけではない。ノウハウとして幾つか例があるので、内容をよく見て比較検討し、17年度では職員の意識改革をやっていこうと考えている。また、一斉に開始するのではなく、各係に1つづらのモデル評価をやってもらい、このようなもののだということを実践してもらおう考えているとの答弁がありました。

本案も全員異議なく承認いたしました。

次に、総務部総務課について申し上げます。

総務課所管については、全員異議なく承認いたしました。

次に、財政課について申し上げます。

財産管理事務推進費で、委員より、取りかえた古い看板、案内板を市民などに払い下げする考え

はあるのかとの質問に対し、売却までは考えていないと答弁がありました。

本案も全員異議なく承認いたしました。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

教育総務課、学校教育課、生涯学習課の3課については、いずれも全員異議なく承認いたしました。

以上、議案第63号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）については、すべて全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第66号 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを申し上げます。

委員より、公募の段階で選定の基準を示してもらわないと応募ができないと質問があり、第4号にある申請の方法において、選定の基準などを入れた形で出すように考えていると答弁がありました。

また、サービスの向上を図るという目的を公募のとき目に見えるように、わかるように説明するという確認をとりたいとの質問については、募集要項は一般の人、また業者の方にわかりやすいような表現にしなければならないので、意義的なものは一番最初に表記し、この事業の趣旨を説明しなければならないと思っている。間違いなく載せるように考えている。影響は市民にあるので、効用や効果など趣旨を利用者となる市民向けに周知徹底していきたいと答弁がありました。

本案も全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第67号 那須塩原市総合計画審議会条例の制定についてを申し上げます。

那須塩原市になって、現在は総合計画を持っていない。基本構想、基本計画を審議してもらうために審議会を設定するもので、委員は30人以内で組織するなどの説明がありました。

委員より、広報紙を使つての募集となると、西那須野地区、塩原地区では配布方法が違うため時間的余裕がなくなり、応募を締めしてしまう心配がある。その対策はどのようなものかと質問があり、旧西那須野町では区長に届いてから1週間から10日間の期間を置き、募集を始めるという開始日を設定していたが、同様に十分な時間を設けたい。また、パブリックコメントの要綱が間もなくでき上がるので、市民の方から広く意見をもらう機会として活用していきたいなどの答弁がありました。

本案も全員異議なく承認されました。

次に、議案第74号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを申し上げます。

本案は、組合を組織する団体の数が47から44に減少したことにより、議会の議決を求めるものであり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第75号 那須地区広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを申し上げます。

本案は、平成17年10月1日、大田原市に湯津上村、黒羽町が編入されることに伴い規約を変更するものであり、本案も全員異議なく承認されました。

次に、請願第1号 中学校用歴史教科書採択等に関する請願についてを申し上げます。

議会が必要以上に教科書選定に介入することはいかなるものかと考える。議運で取り扱い方に疑義が生じている。取り扱うこと自体が介入になっているので慎重な判断をしてほしい。審議に入るまでもないかと思う。我々議員の範疇ではないものとする。我々はもっと教育委員会のことを信頼し、議会としては介入すべきでない等々の意見が委員から出されました。

続いて、討論に入り、委員より、我々の政治介

入は問題があるので、継続審査の形がよい。議会が介入する必要がないとの判断で不採択としたい。継続審査としたい。この点はもう少し勉強、研究したい。取り扱いを慎重にという意味で継続審査とすることが妥当だと思うなどの討論があり、採決の結果、不採択2名、継続審査5名となり、当委員会では継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号「地域経済の活性化等を求める」地方議会意見書の採択および政府への提出に関する陳情についてを申し上げます。

委員より、必要以上に公務員の給料を下げることはいかなものか等の意見がありました。

討論に入り、公務員給料が上がると民間も上がるのかというと、そんな単純なものではないと思う。賛成できない、不採択。民間企業の賃金は社会状況により変動していく。一方、公務員給与は人事院勧告に左右される。それを考えると筋が通らないので不採択。職員にはもっと頑張ってもらいたいから、採択、不採択の判断は迷っている。継続審査としたいなどの討論があり、採決の結果、不採択6人、継続審査1人となり、本案は不採択することに決定いたしました。

最後に、陳情第9号 那須地区広域行政事務組合第2期ごみ処理施設建設について陳情書についてを申し上げます。

委員の意見としては、ごみの減量化をするとか資源化するとか細かく決めた後で、広域で行ったほうがいいのか、市単独で行ったほうがいいのかの結論を出してもいいのではないかと。120億円もする焼却炉を選定するのに、市が直接かかわらないで広域に任せておくことが不思議ではない。黒磯、西那須野、塩原の3議会において、広域の事務を進めることの規約の変更の議決を行っていることを踏まえ、基本路線を曲げないで進めるべ

きと考えている等々のいろいろな意見がありました。

討論では、もう少し時間をかけて結論を出してもよいと思う。第2期工事が単独でできないものを研究したいので継続審査としたい。今までの流れとしては、広域を信用し、不採択としたい。時間的なことを考えると、市への移管は無理ではないか。したがって不採択としたいなどの討論があり、採決の結果、不採択3人、継続審査4人となり、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

以上が本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。
27番、平山英君。

〔福祉環境常任委員長 平山 英君登壇〕

○福祉環境常任委員長（平山 英君） おはようございます。

福祉環境常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

当委員会では、去る6月20日、月曜日午前10時から第4委員会室において、執行部から部長、調整班長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

平成17年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、平成17年度一般会計補正予算と陳情1件の2件であります。

まず、議案第63号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について、福祉環境常任委員会所管事項についての審査の結果について申

申し上げます。

まず、市民福祉部について申し上げます。

福祉担当では歳入はなく、歳出の主なものは、自立対策生活支援事業の元気アップデイ・サービス事業業務委託116万7,000円で、特定非営利法人ひだまりが現在実施しているデイ・サービス事業に対し、主として委託事業を行うものであります。

質疑では、NPO法人ひだまりの設立の質疑に対し、平成16年4月設立の答弁がなされました。

次に、保健担当では歳入はなく、歳出の主なものは、母子保健事業の不妊治療費助成金400万円で、20人掛ける20万円の計上であります。

質疑では、各報償費は年度当初に出すべきものではないかとの質疑に対し、大半が旧西那須野町の国保特別会計の保健事業で計上していた予算であり、今回の調整の中で当初計上漏れとの答弁がありました。

次に、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当では歳入はなく、歳出の主なものは、黒磯清掃センター管理運営事業のごみ焼却処理施設修繕2,351万円で、1号・2号炉のガス冷却塔の修繕であります。また、西那須野清掃センター管理運営事業のごみ焼却処理施設修繕2,399万5,000円で通風設備、灰出し設備、焼却関係の計装設備などの修繕であります。

質疑では、ごみ焼却処理施設修繕について、当初ではわからなかったのかの質疑に対し、1号・2号炉の冷却塔に水を噴射して冷やすわけですが、長い間に内側のコンクリートが脱落をしまい、外側の外壁の鉄板まで穴があく状態になってきたため、緊急に修繕を行うものであるとの答弁がありました。

以上の質疑内容等が出されました。

議案第63号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について、福祉環境常任委員会

所管事項については、全員異議なく承認されました。

続いて、陳情第7号 コミュニティ・バス（福祉バス）の設置・運行に関する陳情書についての審議結果について申し上げます。

まず、陳情書の中で、運行経路に基づいた状況説明では、約1時間と少しかかる行程で、距離としては31kmを超える距離であります。また、分譲地内は路幅が狭く、交互通行には狭い道路であるとの説明を受けました。

質疑、意見等では、市営バスの運行は路線の廃止により市が運行しているが、今回のものは新たに路線をつくることを求めている。福祉バス、通学バスとなると、意味が変わってくる。現在、旧黒磯の中で利用されている形をどのように考えて新しい計画に結びつけていくべきか。コミュニティ・バス、福祉、通学など、今後いろいろな機関で検討しなければならないなどの意見が出されました。

執行部からも、生活バス路線とはいっても、福祉、通学なども含まれている。今後、町内に検討委員会を立ち上げ、調査を進めてまいりたいとの意見が出されました。

また、討論の中でも、執行部も検討委員会の中で今後の那須塩原市のバス運営、あるいはコミュニティ・バス等のあり方を検討していく段階であること。福祉バスと言っているが、その前段はコミュニティであり、そういうまちづくりは住民からの要望がかなり出てくると思われる。コミュニティの中で通学なのか、まちづくりなのか、福祉なのか、さまざまな面からの調査、検討が必要である。委員会としてはもう少し時間をかけて調査すべきであり、継続審査とすべきである。

以上の意見が出され、全員異議なく継続審査と決定いたしました。

以上が福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（高久武男君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。
16番、吉成伸一君。

〔産業観光常任委員長 吉成伸一君登壇〕

○産業観光常任委員長（吉成伸一君） おはようございます。

それでは、産業観光常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、6月20日、月曜日、委員全員出席のもと、部長、事務局長以下関係職員の出席を求め、議案の審議を行いました。

以下は審議の経過と結果です。

初めに、農業委員会から申し上げます。

議案第63号 平成17年度一般会計補正予算（第1号）の歳出は、臨時事務補佐委員等の賃金46万8,000円の補正であり、全員異議なく承認いたしました。

次に、産業観光部の商工観光課所管について申し上げます。

議案第63号 平成17年度一般会計補正予算（第1号）では、初めに継続費補正の（仮称）塩原温泉公園事業費で、総額5億円の事業を単年度計画していたものが、バリアフリーの時代ということで、スロープをエレベーターに設計変更し、またガラス張りの特殊な建物ということもあり、ゆとりを持った工期が必要との観点から、17年、18年度の継続事業とするものです。

歳出の主なものは、2項商工費、2目商工振興費の塩原温泉ビジターセンター運営協議会補助金で、レクチャールーム138㎡が増設となったこと

で、これの管理等の費用です。

観光宣伝事業の印刷製本費は、黒磯地区観光ガイドの在庫が少ないため500部の増刷と、観光栃木強化発信事業負担金です。

3目の観光施設管理費では、板室温泉のやすらぎ橋の舗装打ちかえで、現在のウッドチップ舗装が凍結などでばらばらになってしまったため、浸透のカラー舗装に130㎡打ちかえるものです。

4目の観光施設整備費では、奥塩原オートキャンプ場公衆トイレ屋根の修繕費で、30㎡の修繕です。

委員からは、塩原温泉ビジターセンターの運営、観光栃木強化発信事業の内容、やすらぎ橋の工事請負費等の質問が出されました。

塩原温泉ビジターセンター運営については、県が日光国立公園内の案内所という形で環境省の補助を得て整備したもので、同省のエコアップ事業の一つであり、観光栃木強化発信事業については、やすらぎの栃木路共同宣伝事業として、今回は九州、大阪方面、東北、北陸方面からの誘客を図りたいとの説明がありました。

また、やすらぎ橋については、勾配がゼロ%のため、冬場における排水、凍結対策などを検討した結果、浸透舗装をするため、通常の舗装より工事費が高くなるとの説明がありました。

商工観光課所管の議案第63号については、全員異議なく承認いたしました。

次に、農務課所管の議案第63号補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、1項農業費の3目就農促進後継者対策費のアグリ体験事業で県の補助金が追加となり、27項だったものが28項となり、1項10万円分が追加となったものです。

7目の農地費の県単土地改良事業では、農道改良に伴う3,698万1,000円の補正であり、黒磯地区

で2本、塩原地区で3本です。木綿畑地区が延長350m、北弥六地区が延長380m、金沢中地区が延長236m、柏木平地区が延長173m、上の原2地区が延長110mで、合計1,249mとなります。

議案第63号は、全員異議なく承認いたしました。

続いて、議案第65号 平成17年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

1款2項1目南赤田地区施設維持管理費で、流量調整槽の攪拌する水中ポンプ4台のうち3台が壊れたため交換するもので、水中ポンプの耐用年数は5年から6年とされています。また、工事請負費の公共汚水升設置については、予備がないことから3か所の追加をするものです。

委員からは、平成14年に水中ポンプを交換しているが、今回の交換はそのときのポンプとは違うのか、また単価はどうかとの質問があり、交換については前回とは違うポンプであり、単価については前回と同じであるとの説明がありました。

議案第65号については、全員異議なく承認いたしました。

最後に、陳情第8号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情書について申し上げます。

2003年に米国でBSEの発生が確認されてから、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止しています。今年になって政府は、20か月齢以下の牛を全頭の検査から除外することを決め、輸入再開に向けた動きを進めています。これらの動きに対し、拙速な輸入開始はせず、検査体制の強化を求める陳情です。

委員からは、日本が行っているBSEの検査が行われていない米国産牛肉の輸入は不安である。食の安全を守ること、地場産業の保護・育成の観点、また国際政治・経済の問題も抱えているが、

本陳情は輸入に完全に反対するものではなく、日本で行っている検査体制を米国でも実施してほしいとの趣旨から、採択すべきであるなどの意見が出され、全会一致で採択いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同いただけますようよろしくお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。
18番、君島一郎君。

〔建設水道常任委員長 君島一郎君登壇〕

○建設水道常任委員長（君島一郎君） それでは、建設水道常任委員会の報告を行います。

当委員会は、6月17日、建設部関係5件の議案について付託を受けました。これらの案件につきまして、去る6月20日、関係職員の出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

その経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第63号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）について。

この補正につきまして、主なものは、（仮称）黒磯インター整備関連事業と西那須野地区まちづくり交付金事業である旨説明の後、体験学習施設の建設場所について質疑があり、国道400号バイパスの隣接地である旨答弁がありました。

その後、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第72号 訴えの提起について。

市営住宅家賃滞納者訴訟要綱第5条の規定に基づき、宇都宮地方裁判所大田原支部に提起をする旨の説明の後、分納誓約が守られなかったときの対応、連帯保証人への催告、支払い及び明け渡しを求めても出ていかない場合の対応などの質疑に対し、再び訴訟により明け渡しを求める、催告を行っている、あるいは、支払い能力があるが支払

いをしてもらえない、裁判所の強制執行となるなどの答弁の後、全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第73号 市道認定について。

14路線のうち、1路線は西那須野都市計画道路342号線中央通りの事業着手による認定であり、ほか13路線は市土地開発指導要綱に基づく認定である旨説明があり、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第64号 平成17年度那須塩原市下水道特別会計補正予算（第1号）について。

これにつきましては、黒磯地区下水道建設事業費の補正であり、西那須野地区下水道建設事業費は、工事請負費から委託料への組み替えである旨説明の後、全員異議なく承認をいたしました。

最後に、議案第70号 契約の締結については、1月からNTTとの協議の中で、NTTの設備等に与える影響が懸念されるとの指摘から、検討の結果、NTTへの委託もやむを得ないものとし、工事費を組み替え、委託する旨説明の後、質疑の中で、危険な箇所だけNTTに依頼し、あとは入札でという話もあったが、できないと思う。契約の内容については、随意契約で間違いはないかに対しまして、そうである旨の答弁があり、全員異議なく承認をいたしました。

以上のように決定をしましたので、議員各位におかれましてもご賛同いただけますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（高久武男君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の審査の結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

初めに、議案第63号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）から議案第65号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの3件については、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

採決をいたします。

議案第63号から議案第65号までの3件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第65号までの3件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） おはようございます。

5番、高久好一です。

議案第66号に対する反対討論を行います。

指定管理者制度は、官製市場の民間解放を推進する制度が施行されて2年余り、現在管理委託されている施設の場合、直営に戻すのか。戻さない限り、遅くとも2006年の9月までに指定管理者制度に切りかえなければなりません。指定管理者の前に、公の施設の設置の趣旨の再確認、住民サービスの機能の再点検、公平さの確保の検討、雇用問題の検討がされることが不可欠です。指定管理者制度を適用する場合であっても、公の施設の公

共性や、施設の機能を低下させないために、かつ施設で働く労働者の雇用と労働条件を守るために、条例の改正時のチェックをする必要があります。

これより先は箇条書き的になりますが、よろしくお願いします。

1、福祉の向上、住民の平等利用、利用者の人権保障などの目的を明確にする。指定管理者制度は、住民の福祉の増進という公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要と認められるときとあります。そのとき初めて適用できるものであり、初めに民営化、民間委託があるのでありません。また、効率性が主たる目的であってはならないとされています。目的の明確化は重要です。

2、公共施設の管理運営を代行させるに当たって、実績、専門性、サービスの質、継続性、安定性などを明確化させることが大切です。

3、総務省通知にある管理経費の縮減は、法改正の趣旨でないので条例に規定すべきではありません。2005年3月に議決された栃木県、2005年6月に議決された群馬県の指定管理者制度にも規定されておられません。先進地の経験に学ぶ姿勢が必要です。

4、管理者制度の選定に当たっては、選定委員会を設置し、透明性や客観性、癒着排除などを担保する上で、委員の構成は極めて重要です。

那須塩原市では、職員だけの選定委員会を考えているということですが、大きな問題が残ります。委員には利用者、住民代表、専門家、弁護士、公認会計士などを入れることが求められます。

2年前に導入した栃木県でも、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聞かなければならないと規定しています。

5、施設の運営に当たっては、利用者、住民の参加、運営委員会の設置を取り入れ、チェックシステムを規定させるべきです。

6、個人情報保護条例の適用、情報公開条例の適用を明記すること、協定に盛り込むことが必要です。施設の管理運営の情報を公開させることは、事業の公共性やサービスの質を確保する上でも、またそこで働く労働者の雇用、労働条件を守る上でも有効です。

7、自治体による定期的な報告、調査結果に基づく改善指示などを規定することは、自治体の責任を明確にする上からも重要と思います。

8、利用料の範囲、算定方法、上限の適正化、減免の規定の位置づけが必要です。職員の契約社員化、非常勤化、パート化などによる人件費削減にしわ寄せさせてしまうという面からも、常に把握することが大切です。

9、法令、条例、特に労働基準法のソンスユを明記すること。指定管理者に移行する際と再指定されなかった場合に、職員の全員解雇、山梨県丘の公園、職の廃止を理由に全員雇いどめ、東京都中野区の保育所等の労働問題が発生し、企業組織変更や健康の際の解雇や労働条件の不利益変更は許されず、自治体には雇用確保に努める責任があるからです。

10、市長や議員、その他の関係者、特定団体が経営する法人の参入を規制することが必要です。那須塩原市では規制しない方針で進めるということですが、透明性、客観性で大きな不安を残します。

東京多摩市では公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例3条で、市長またはその配偶者、もしくは2親等以内の親族が代表その他の役員を務める団体は、指定の申請をしてはならないと規定しています。

11、複数申請、公募が基本とされる中で、指定管理者制度への移行、または期間満了に伴う再申請で、継続して指定が受けられなかった団体の労

働者の雇用確保を明らかにすること。

12、当該施設にかかわる事業効果が客観的、明確に期待できる場合は、公募によらず、現在の受託者を管理者として指定できる規定を盛り込むこと。

なお、特定団体への便宜供与や癒着を排除することも明記することが必要です。

指定管理者制度をてこにした新たな雇用の不安定化と労働条件を引き下げる例も出てきています。

13、施設の種類、性格によっては、申請団体を社会福祉法人など公共団体に限定すること。

神奈川県では指定基準の中で県内に事務所を有する社会福祉法人と規定しています。

大田原市では指定管理者制度を既に指定していますが、道の駅与一の郷を財団法人大田原農業公社、勤労者福祉センターを財団法人大田原市管理公社としています。

14、公の施設の業務を担うにふさわしい職員の身分、賃金、労働条件を明確にすること。特に、協定中に明記される指定管理者がどんな内容、水準で担保されるかが問題となります。

以上の観点から、市民の税金でつくられた施設の中で、アウトソーシング、安上がり路線は雇用の不安定化、低賃金化を促進し、結果として地域住民の負担能力を低下させることになり、地域経済の地盤沈下をもさせるものです。

公共的システムが利潤追求優先のシステムに転化した結果もたらしたものとして、JR福知山線の事故は私たちに何を示したのか、言うまでもないと思います。今、マスコミを騒がしているカード情報流出事件も同じ安上がり路線の問題です。

よって、指定管理者制度の導入に反対するものです。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第66号 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、賛成討論いたします。

2003年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、管理委託制度から指定管理者制度に移行することが決まりました。

地方財政の逼迫と、公的サービスのすべてを公が直接提供する時代ではないと進められたアウトソーシングの流れの中で、指定管理者制度が公の施設の管理業務をこれから大きく担うことになりそうです。

地方自治法の改正では、指定管理者制度の制度設計の多くを自治体の条例にゆだね、今までのように準則を示すこともなく、通達もありません。もちろん、地方分権化の中で当たり前ですが、国が制度設計の細かいことにまで口出しすべきではありません。でも、通知という形で指示してきてはいます。国が通知する陰には、きっと指示待ち自治体からの問い合わせが多かったからでしょう。本来でしたら自治体独自の制度設計をして住民の福祉を実現していくべきですから、自治体のスタンスと法的センスが問われるわけです。

以上の観点から、那須塩原市の条例を見てみますと、法的センスのなさが見てとれます。

まず、条例と規則に委任する項目のアンバランス、例えば公募するとき明示する項目に指定基準が掲げられていません。指定管理者の指定の申請の添付資料に、当該施設の事業計画は添付すると条例で決めています。収支決算書や当該団体の経営状況を説明する書類の添付は条例に示されていません。決定的な法的センスのなさは、指定管理者制度の目的でもあるサービスの向上が図られるものであることの表現が条例にないことでもわかります。これでは指定管理者制度を単なる行政サービスの切り捨てを目的としたアウトソーシ

グのための手法として使うのではないかと疑われてしまいます。できることなら、私はこの条例に反対したいくらいです。

しかし、指定管理者制度の導入は避けて通れないことです。そこで、指定管理者制度で必要なことが条例で抜け落ちていても、規則に盛り込まれていることを常任委員会で確認することで、反対することをあえて避けました。常任委員会で確認した中で特に重要なことは、指定管理者制度を導入する目的の一つ、サービスの向上が図られるとのプライオリティーでした。

企画部長は、サービスの向上が図られるとの表現を条例になぜ入れなかったのかと聞いたとき、法でカバーしているからとの答弁でした。この答弁をどう解釈していいか迷いました。法の目的でもあるので、今さら条例で言うまでもないとしたのか、軽く見られて包括されたのかわかりませんでした。

そこで、常任委員会で以下の点を確認しました。

指定管理者制度の導入の目的は、1つ、多様で満足の高いサービスを提供すること、つまりサービスの向上が図られること。

2つ、多様化する住民のニーズに効果的、効率的にこたえること。

3つ、自治体の財政負担を軽減化することが主なものですが、この目的の中で、プライオリティーがどれになるのかを確認いたしました。

総合政策室長は、住民のサービスの向上が第一義に当然行われなければならないと言いながら、経済性の発揮もポイントだと思えば、優先順位をつける難しさを述べていました。

さらに、サービスの向上を図るという目的を公募のとき見てわかるように説明がされるのかを確認いたしましたところ、担当室長から、一般の人、事業者にはわかりやすい表現にしなければならない

ので、意義的なものは一番最初に表記し、この事業の趣旨を説明しなくてはならないとの答弁がありました。意義的なものは一番最初に表記されることは、イコール重要なこと、プライオリティー1位であると解釈して、指定管理者制度導入はサービスの向上が図られることが第一義的であるととらえていると、私は理解いたしました。

苦情処理システムについては、市民からクレームが入れば、それにふさわしい適正な指示をし、指示を受け入れない、改善されないということであるならば、指定の取り消しという条例になっているので、委員会なしでもやっていけるとの答弁がありました。

また、個人情報保護条例や情報公開条例に関することは、指定管理者の指定の手続に関する条例で定めるのではなく、市のそれぞれの条例で対応すべく検討し、9月議会で条例改正を出す予定となっているとのことです。

以上が常任委員会で私が確認できたことですので、本筋では賛成いたします。

また、個別の公の施設の指定管理者の指定に関しては、これから出てくる個別の条例で十分見きわめることにいたしまして、指定の手続に関する条例に関しては、賛成いたします。

○議長（高久武男君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第66号について、総務教育常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高久武男君） 起立多数によって、議案第66号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 那須塩原市総合計画審議会条例の制定について及び議案第70号 契約の締結

について並びに議案第72号 訴えの提起についてから議案第75号 那須地区広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてまでの6件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第67号及び議案第70号並びに議案第72号から議案第75号までの6件については、総務教育、建設水道常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号及び議案第70号並びに議案第72号から議案第75号までの6件については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願・陳情について。

請願第1号について、討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

先ほどの討論の中で、労働基準法のソنشユと言いましたが、遵守と訂正したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、請願第1号 中学校用歴史教科書採択等に関する請願に反対する討論を行います。

歴史教科書を良くする栃木県民の会、藤井清会長より、市議1名の紹介で、中学校用歴史教科書

採択等に関する請願書が議会に提出され、審議されることになりました。

問題は、この団体が戦後数十年にわたって、中学校で使用されてきた教科書会社7社の教科書、いずれをもマルクス主義に基づく階級闘争史観、東京裁判史観に基づく自虐史観を中心として書かれていると決めつけ、新しい歴史教科書（扶桑社版）を歴史教科書として採択するよう県議会、市長村議会に陳情・請願を行い、議会を通じて不当な圧力をかけようとするものです。

新しい歴史教科書（扶桑社版）は、太平洋戦争を自存自衛のための戦争と描いたり、東南アジア諸国を侵略したことを欧米の植民地とされていた諸国の独立を促したように描くなど、日本のアジアに対する侵略戦争を美化し、植民地支配を正当化する姿勢で貫かれています。従軍慰安婦問題や、南京大虐殺、強制連行など日本軍の非道ぶりを示す事実を一切無視しているのもその姿勢にあらわれています。

この戦争では、アジアで2,000万人、日本で310万人の人々が殺害されました。この痛苦の反省に立って、戦後の日本は侵略戦争と植民地支配を反省し、二度と誤りを繰り返さないと誓って、平和な国づくりを進めてきました。日本国憲法の前文では、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し」とし、教育基本法も「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し」とあります。日本は、しっかりとこの立場に立ってこそ、アジアと世界の人々との友好関係を発展させることができます。

6月20日の日韓首脳会談でも、第2期の歴史共同研究を発足させ、その傘下に教科書委員会を新設させることで合意したことは一定の前進です。

しかし、盧武鉉大統領は、過去の戦争と戦争英雄を美化し、これを学んだ国が隣にあり、こうした国が膨大な経済力と軍事力を持っている。その近隣の国が過去に苦しめられたことがあるならば、国民は未来を不安に思わざるを得ないと、強い懸念を示しています。

今回の歴史教科書で扶桑社の歴史教科書は合格していますが、訂正箇所が多く、内容についても東南アジア諸国から批判される内容であり、選択違反行為も起きており、この教科書の白表紙本を幾つかの教育委員会に配付したことは、文部科学省も確認しています。4年前は、栃木県市下都賀採択区で現場教師や市民の反対運動で採択撤回となっており、全国でもほぼゼロに等しい採択でした。

今回、栃木県の多くの自治体で陳情・請願がされていますが、扶桑社の歴史教科書がさきの戦争で植民地支配と侵略への反省を表明した日本政府の正式見解と相入れないことも明らかです。那須塩原市で言えば、6月10日の本会議において採択された非核平和都市宣言の平和を願う趣旨とも相入れないものであります。

教科書の採択に当たっては、教科書を使用する教員の自主的かつ民主的教養を尊重するとともに、教育は不当な圧力に屈することなく、国民全体に対し、直接責任を持って行われるべきもであるとする教育基本法第10条の規定で、厳正、公正に行うべきと考えます。

那須塩原市では、教科書8社全部が6月8日から7月6日まで黒磯小学校で展示され、実物を見ることができます。ぜひ皆さんも実物を手にとって見ていただきたいと思います。私は初日の8日と20日に行って見てまいりました。

子供たちに真実を隠し、侵略戦争や植民地支配を美化、正当化する歴史教科書を中学校の歴史教

科書として採択しないよう述べ、日本共産党は侵略戦争に唯一、一貫して命がけで反対した党として、このような戦争を賛美する歴史教科書の請願を採択しないよう表明して、反対討論を終わります。

○議長（高久武男君） ほかに討論通告者がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号については、総務教育常任委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高久武男君） 起立多数。

よって、請願第1号については、総務教育常任委員長報告のとおり継続審査と決しました。

次に、陳情第6号については、討論通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第6号については、総務教育常任委員長報告のとおり不採択と決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については、総務教育常任委員長報告のとおり不採択と決します。

次に、陳情第7号については、討論通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

陳情第7号については、福祉環境常任委員長報告のとおり継続審査と決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については、福祉環境常任委員長報告のとおり継続審査と決しました。

次に、陳情第8号について討論を許します。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

陳情第8号に対する賛成討論です。

アメリカでBSE牛2頭目が確認され、今まで行われてきた高圧的なアメリカの主張が根幹から揺らいでいます。24日、アメリカ政府の発表に、これまで米国式抜き取り検査の不備を指摘していた専門家や国内外からの消費者から、改めて怒りの声が出ています。

ずさんなアメリカ式検査をうのみにして輸入再開を急ぐ日本政府も、まさに不信の対象です。全頭検査抜きの輸入再開の動きに一層の批判が高まっています。政府が進める全頭検査の緩和に国民の7割が反対しています。そのために、国内では全頭検査が引き続き維持されます。

政府は、現場の混乱をなくすために必要として打ち出した20か月齢以下の牛に対し、地方公共団体がBSE検査を行う場合に、引き続き国庫補助を当分の間行うと措置にすべての自治体が応じるとしています。国民も自治体も全頭検査の維持を望んでいるのに、どうして国内BSEの対策の基準を後退させなくてはならないのか。政府はこの疑問に対し、国内対策と米国産牛肉の輸入の再開とは関係ないと答えてきていましたが、今回の諮問でも、もはや関連性を否定することはできません。政府が国民をだまし続けてきたことは明らかです。

全頭検査の緩和の手続はまだこれからです。省令の改定のため、国民からの意見の募集を行っている最中です。国民やプリオン専門調査会の委員との信頼を回復するためにも、政府は国内BSE対策の基準から全頭検査を外すことはやめるべきです。

6月21日の会でも、低汚染国の日本で全頭検査と24か月齢以下の死亡牛検査により20頭目の感染牛を見つけたことは、世界に有効な検査体制を示しました。30か月齢以上の起立不能牛だけを対象にした一部抜き取り検査というアメリカの検査体制を行っていたら、日本で何頭感染牛を見つかることができたのかと、農水・厚生労働省に対し、追加資料の提出を要求しています。

6月17日、全国食健連（国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会）が、BSEアメリカ視察団の緊急報告会を国会内で開きました。視察は5月下旬から1週間かけて行われ、米連邦政府の政策の建前と実効性のギャップをすごく感じた。BSE検査が食肉企業にゆだねられ、BSE危険部位をも含んだ肉骨粉が日本のように焼却せず、えさとして流通している。BSEの危険が強い起立不能牛は検査対象から除かれ、流通が不透明になっていることや、特定危険部位が牛肉にまじるなど、アメリカの消費者団体や検査官労組が牛肉の汚染の危険性を訴えていると紹介しました。

報告会には食健連加盟団体のほか、日本生協連、主婦連、東京地婦連、日本消費者連盟、大阪消費者団体連絡会、消費者団体代表80人が参加して行われ、食品委員会には、行政側提出の資料だけでなく、民間団体の調査を市民に反映すべきだと申し入れました。

米国産牛肉の安全性評価に当たっては、BSE検査の日米の違いを無視することはできません。アメリカ、カナダでは飼料規制が不徹底で、しかも個体識別システムが未整備です。肉骨粉が今でも豚や鶏の飼料となり、同じラインで製造されています。いつ感染牛の骨粉が混入しても防ぎようがありません。

日本ではBSE感染牛を食物連鎖から排除するための検査、スクリーニング（ふるい分け）を全

頭で行っています。また、感染の拡大状況を認識するための検査、サーベイランス（監視）を24か月以上ですべての死亡牛で実施しています。

ところが、アメリカでは、監視のための検査を歩行困難な感染の可能性の高い牛について、30か月以上に限り実施しているだけです。その数も、BSE発生を受けて強化したといっても、健康な牛を含めた年間のと畜数の1%程度とされています。アメリカ産牛肉は、ほとんど検査されずに市場に出回っていることとなります。

日本国民がアメリカ産牛肉の安全性に疑問を投げかけているのは、根拠のあることです。日本政府は、何よりも国民の健康を守る立場から、アメリカに日本国内と同じ全頭検査を要求すべきです。日本と同じ精度の高い検査をしない限り、アメリカの圧力に屈して9月輸入再開というちまたのうわさもありますが、そのようなことがあっては、食の安心・安全は成り立ちません。

栃木県は本州で一番酪農の盛んなところですが、那須塩原市は生乳の生産量では、全国自治体で第4位を誇ります。畜産農家に4年前の悪夢を二度と見せるような仕打ちをしてはなりません。地場産業を守り発展させることは、私たち市政にかかわる者の責任でもあります。

那須塩原市は、国や県に進んで米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対する意見書を提出するよう提案してと考えています。24日、産業観光常任委員会が政府あてに意見書を用意しているということがわかりましたので、その見識に敬意を表して、賛成討論といたします。

○議長（高久武男君） ほかに討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第8号については、産業観光常任委員長報告のとおり採択と決することで異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号については、産業観光常任委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第9号について討論通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

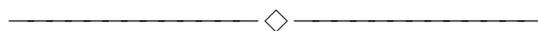
採決いたします。

陳情第9号については、総務教育常任委員長報告のとおり継続審査と決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号については、総務教育常任委員長報告のとおり継続審査と決しました。



◎発議第19号の上程、説明、採決

○議長（高久武男君） 日程第2、発議第19号 那須塩原市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、後任の4名の農業委員会委員を推薦するものであります。

推薦を申し上げる方々の氏名、住所は、お手元の議案書のとおりであります。最近の社会情勢を踏まえて、多様で行動力のある人材の登用を図るために、2名の女性を含め推薦するものであります。

お諮りいたします。

那須塩原市農業委員会委員には、原案のとおり4名の方々を推薦することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、原案のとおり決定いたしました。

◇

◎発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（高久武男君） 次に、日程第3、発議第20号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、提案理由の説明を求めます。
20番、水戸滋君。

〔20番 水戸 滋君登壇〕

- 20番（水戸 滋君） 発議第20号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について説明いたします。

三位一体の改革につきましては、昨年9月に地方分権のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書を国及び関係機関に提出をいたしました。その後、平成17年度及び18年度の三位一体の改革に関する全体像が決定されましたが、多くの課題が先送りされております。

本件につきましては、平成18年度の三位一体改革が引き続き地方六団体の改革案に沿った改革になるように、積極的に働きかけるものであります。

主な内容は、おおむね3兆円規模の税源移譲、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金の取り扱いについて、国庫負担率の引き下げを行わないこと。地方六団体の改革を優先して実施することであり、このことなどを求めるものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

- 議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

- 議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第20号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については、原案のとおり決することによって異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、発議第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（高久武男君） 次に、日程第4、発議第21号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、提案理由の説明を求めます。
26番、菊地弘明君。

〔26番 菊地弘明君登壇〕

- 26番（菊地弘明君） 発議第21号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について説明いたします。

今日、三位一体の改革などが進められる中で、二代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実と活性化を図ることが強く求められております。時代の趨勢に対応した議会改革なくして、地方分権改革は完結しないと考えられます。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において、議会のあり方を審議項目に取り上げて、活発な審議が行われているところですが、地方議会制度の規制緩和、弾力化を図ることはもちろん、1、議長に議会招集権を付与すること、2、委員会にも議案提出権を認めること、3、議会に附属機関の設置を可能にすることなど、地方議会の抜本的な制度改革を図られるよう求めるものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第21号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については、原案のとおり決するこ

とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○議長（高久武男君） 休憩前に戻り本会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（高久武男君） 次に、追加議事日程第1号に入ります。

◎発議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第1、発議第22号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対しBSEの万全な対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
16番、吉成伸一君。

〔16番 吉成伸一君登壇〕

○16番（吉成伸一君） 発議第22号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対しBSEの万全な対策を求める意見書の提出について説明いたします。

国内でBSE感染牛が確認されて以来、政府は

牛の全頭検査等を実施し、牛肉に対する信頼回復に努めてきました。また、米国でBSEの発生が確認されると、米国産の牛肉及び加工品の輸入も禁止してきました。

ところが、今年になって政府は、全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めております。これは消費者の不安を増大させることから、米国産牛肉の拙速な輸入再開を行わないこと、国内のBSE対策の各自治体で行う全頭検査に対し、財政措置の継続などを求めるものがあります。

よろしくご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第22号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対しBSEの万全な対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第22号は原案のとおり可決されま

した。

◎議員の派遣について

○議長（高久武男君） 次に、議事日程第7号に戻ります。

日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

創生会代表の菊地弘明君及び敬清会代表の平山英君、並びに一志会代表の阿部寿一君から、会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり、これを許可することに決しました。

◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 以上で平成17年第4回那須塩原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成17年第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月10日から本日までの18日間にわたって開催されました32名の新しい市議会議員の組織に

よる初めての市議会定例会も、本日、無事閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には、平成17年度一般会計補正予算を初めといたします28の案件につきまして、慎重に審議を尽くしていただき、さらには原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、4日間にわたりました市政一般質問の場におきましては、多くの議員からさまざまな分野にわたり貴重なご意見やご提案をいただきました。さらに、議案の審議の過程におきましても、さまざまなご指摘がございました。議員各位よりいただきましたご意見等につきましては、十分検討させていただきますまして、今後の行政運営の中に反映してまいり所存でありますので、よろしくご理解くださいますようお願いを申し上げます。

さて、季節は梅雨となり、本格的な雨のシーズンを迎えるわけではありますが、稲やその他の農作物の生育に雨は欠かせないものであり、夏の渇水期を前に、水源地を潤すために、梅雨時期の雨は大切なものであります。しかしながら、一方では、梅雨前線の影響による長雨や台風による大雨など、豪雨による災害にも十分警戒をしなければならぬ時期でもあります。

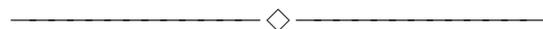
このため、この時期には各地区の消防団において、火器点検やポンプ操法競技会を開催し、地域の消防・防災体制の総点検を行うことにより、地域住民の生命・財産の保護に万全を期しております。平成10年8月末の豪雨災害を教訓といたしまして、防災対策の必要性を再認識し、安全で安心した、そして災害に強いまちづくりに対しまして、今後とも努力を払ってまいりますので、議員の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、来月下旬を予定しておりますが、契約関係の議案についてご提案をいたしたく、市議会臨時議会の招集をさせていただきますので、あらか

じめご了解くださいますようお願いを申し上げます。第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（高久武男君） 市長のあいさつが終わりました。



◎閉会の宣告

○議長（高久武男君） 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

去る6月10日から18日間にわたり開会されました平成17年第4回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力いただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力、心から御礼申し上げます。

また、執行部におかれましては、審議の過程の中に各議員から出されました意見、要望等を十分検討し、市政に反映されますように要望いたすところでございます。

これをもちまして、本定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時42分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成17年6月27日

議 長 高 久 武 男

署 名 議 員 眞 壁 俊 郎

署 名 議 員 阿 部 寿 一